

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人葉酸と母子の健康を考える会 と称し、英文では Organization for Folic Acid and Maternal - Child Health と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、必須栄養素である「葉酸」が、妊娠・出産を契機として現代女性と子どもの健康に果たす役割・効能や葉酸摂取の重要性、葉酸が健康へ果たす役割に関して広く情報を発信し、もって国民の健康増進に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)葉酸にまつわる認知の現状についての調査
- (2)学術研究会、学術講演会の開催
- (3)国民の健康増進に資するための啓発活動
- (4)研究の奨励及び研究実績の顕彰
- (5)専門学会誌、一般誌等への情報発信
- (6)関連学術団体との連携
- (7)教育・研究における国際協力の推進
- (8)その他当法人の目的達成に必要な事業
- (9)前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 社員等

(法人の構成員等)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助するため入会した個人又は団体

(会員資格の取得)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、別に定める正会員規定により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 当法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会員規定により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、その理由を付した書面を提出し、当法人を退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。このとき、正会員については、一般法人法上の社員の地位も喪失する。

- (1)団体の場合、その団体が解散したとき。
- (2)個人の場合、本人が死亡したとき。
- (3)会費を3年以上納入しないとき。
- (4)任意退会したとき
- (5)除名されたとき

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款、事業等の変更
- (2)解散及び残余財産の処分
- (3)事業報告及び収支予算の承認
- (4)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)社員の除名
- (6)理事の選任又は解任
- (7)その他会の運営に関する重要事項
- (8)その他法令及び定款に定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内で開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して書面で通知する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事の過半数の決定によりあらかじめ定める順序に従い他の理事がこれに当たる。
- 3 前項の規定によっても議長がないときは、当該社員総会で出席社員のうちから議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

理事5名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(理事の選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 増員により選任された理事については、他の理事の任期満了する時までとし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事の再任は、これを妨げない。
- 4 理事の補充は、会務運営上差し支えない場合に限りこれを行わないことができる。

(代表理事の選定及び職務権限)

第24条 代表理事は、理事の互選により選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。

(解任)

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、これを

解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会において報告し、承認を得るものとする。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書
- (5)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(剰余金の分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第31条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 3 2 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 3 3 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 3 4 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第 3 5 条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	金 武祚
設立時理事	佐子 哲也
設立時理事	大井 静雄
設立時代表理事	金 武祚

(設立時社員の名称及び住所)

第 3 6 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 京都市西京区御陵大原 1 番地 4 9
名称 株式会社ファーマフーズ
- 2 住所 東京都新宿区中落合二丁目 7 番 1 号
名称 JA 全農たまご株式会社

(法令の準拠)

第 3 7 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附則)

この定款は平成21年5月27日から施行する。